別紙様式第九号３の記載上の注意中「(4)及び(5)」を「(3)及び(4)」に改め、同様式３(1)の表記載上の注意１中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」と、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意３を次のように改める。

３　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを株式会社商工組合中央金庫が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　株式会社商工組合中央金庫の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　株式会社商工組合中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第九号３(2)の表記載上の注意１中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意１中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第九号３(3)を削り、同様式３(4)の表記載上の注意２中「第124条第６号ロ」を「第124条第５号ロ」に、「同条第７号」を「同条第６号」に改め、同記載上の注意５を次のように改める。

５　「株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であった期間に受けたものに限る。）。

①　株式会社商工組合中央金庫に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（株式会社商工組合中央金庫を除く。）

②　株式会社商工組合中央金庫に親会社等がない場合　株式会社商工組合中央金庫の子会社又は子法人等

別別紙様式第九号３中(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別紙様式第九号５(1)の表記載上の注意３中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第１項の同意をした理由

別紙様式第九号７の記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に、「概要」を「概要及び当該体制の運用状況の概要」に改め、同記載上の注意中３を４とし、２の次に次のように加える。

３　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに規定する体制

別紙様式第九号中９を11とし、８を10とし、７の次に次のように加える。

８　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

株式会社商工組合中央金庫（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、株式会社商工組合中央金庫及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における株式会社商工組合中央金庫のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が株式会社商工組合中央金庫の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

９　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

株式会社商工組合中央金庫とその親会社等との間の取引（株式会社商工組合中央金庫と第三者との間の取引で株式会社商工組合中央金庫とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、株式会社商工組合中央金庫の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

別紙様式第十号附属明細書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式１(5)の表記載上の注意中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同様式２(1)の表記載上の注意２中「第121条第７号」を「第121条第８号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例によるところによる。ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、新規則別紙様式第九号(2)(1)の表記載上の注意８の規定を適用する。

３　新規則別紙様式第九号７の記載上の注意の規定の適用については、当該規定中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法施行規則の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされた法律の規定の適用についても同様とする。

４　前項の事業報告及び附属明細書に係る新規則別紙様式第九号９の記載上の注意の規定の適用については、当該規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされた法律の規定の適用については、この限りでない。

省　令

○厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の規定に基づき、技術研究組合の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

総務大臣臨時代理　国務大臣　財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理　国務大臣　有村　治子
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣臨時代理　国務大臣　甘利　明
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　林　芳正
国土交通大臣臨時代理　国務大臣　石破　茂
環境大臣　丸川　珠代